

施設基準に適合するものとして承認がなされた高度先進医療  
(平成17年11月承認分)

医療機関名	高度先進医療技術の名称
<ul style="list-style-type: none"><li>・滋賀医科大学医学部附属病院</li>          <li>・京都大学医学部附属病院</li></ul> <p style="text-align: center;">(合計 2 医療機関)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・抗がん剤感受性試験 (CD-DST法)</li>          <li>・生体部分肺移植術</li>          <li>・脳死肺移植手術</li></ul> <p style="text-align: center;">(合計 3 件、3 種類)</p>

(参考1)

## 技術の概要

高度先進医療技術名	実施医療機関数	申請医療機関名	所在地	病床数	担当科	技術の概要	申請までの実績 (症例数)	承認 年月日	特定療養費分	高度先進医療 に係る費用
抗がん剤感受性試験 (CD-DST法)	1医療機関 (17.11.1現在)	滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県 大津市	608床	外科	患者より採取した腫瘍組織から腫瘍細胞を単離しCD-DST(collagen gel droplet-embedded culture drug sensitivity test)法で処理することにより、臨症検体が微量であっても各抗がん剤の抗腫瘍効果を評価することが可能であり、治療に際し適切な抗がん剤を選択することができる。	30例	17.11.14	63万9千円 (入院13日間)	8万7千円
生体部分肺移植術	3医療機関 (17.11.1現在)	京都大学医学部附属病院	京都府 京都市	1240床	呼吸器外科	肺移植以外に治療法のない末期の肺疾患であって、脳死ドナーからの臓器提供が待てない患者に対して、健康なドナー2人から、それぞれ肺の一部を移植する治療法。	2例	17.11.25	1281万4千円 (入院174日間)	346万2千円
脳死肺移植手術	3医療機関 (17.11.1現在)	京都大学医学部附属病院	京都府 京都市	1240床	呼吸器外科	肺移植以外に治療法のない末期の肺疾患患者に対し、脳死体からの肺を移植する治療法。1人のドナーからの両側肺移植が可能となる。	3例	17.11.25	513万円 (入院63日間)	329万3千円

## (参考2)

### 承認がなされた高度先進医療技術の施設基準

高度先進技術名：抗がん剤感受性試験(CD-DST法)(消化器がん、乳がん、肺がん又はがん性胸・腹膜炎に係るものに限る。)の施設基準

#### イ 主として実施する医師に係る基準

- ・専ら外科、消化器科又は呼吸器科に従事していること。
- ・日本外科学会の認定する外科専門医、日本消化器病学会の認定する消化器病専門医又は日本呼吸器学会の認定する呼吸器専門医であること。
- ・当該療養について三年以上の経験を有すること。
- ・当該療養について三例以上の症例を実施していること。

#### ロ 保険医療機関等に係る基準

- ・外科、消化器科又は呼吸器科を標榜していること。
- ・当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- ・病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
- ・当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- ・緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- ・二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- ・当該療養について三例以上の症例を実施していること。

高度先進技術名：生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、嚢胞性肺繊維症又は肺嚢胞症に係るものに限る。)の施設基準

#### イ 主として実施する医師に係る基準

専ら外科又は呼吸器外科に従事していること。

#### ロ 保険医療機関等に係る基準

- ・移植関係学会合同委員会において、脳死肺移植を実施するものとして選定された施設であること。
- ・承認後六月の間又は当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

高度先進技術名：脳死肺移植手術(原発性肺高血圧症その他の肺・心臓移植関連学会協議会で承認された進行性肺疾患に係るものに限る。)の施設基準

#### イ 主として実施する医師に係る基準

専ら外科又は呼吸器外科に従事していること。

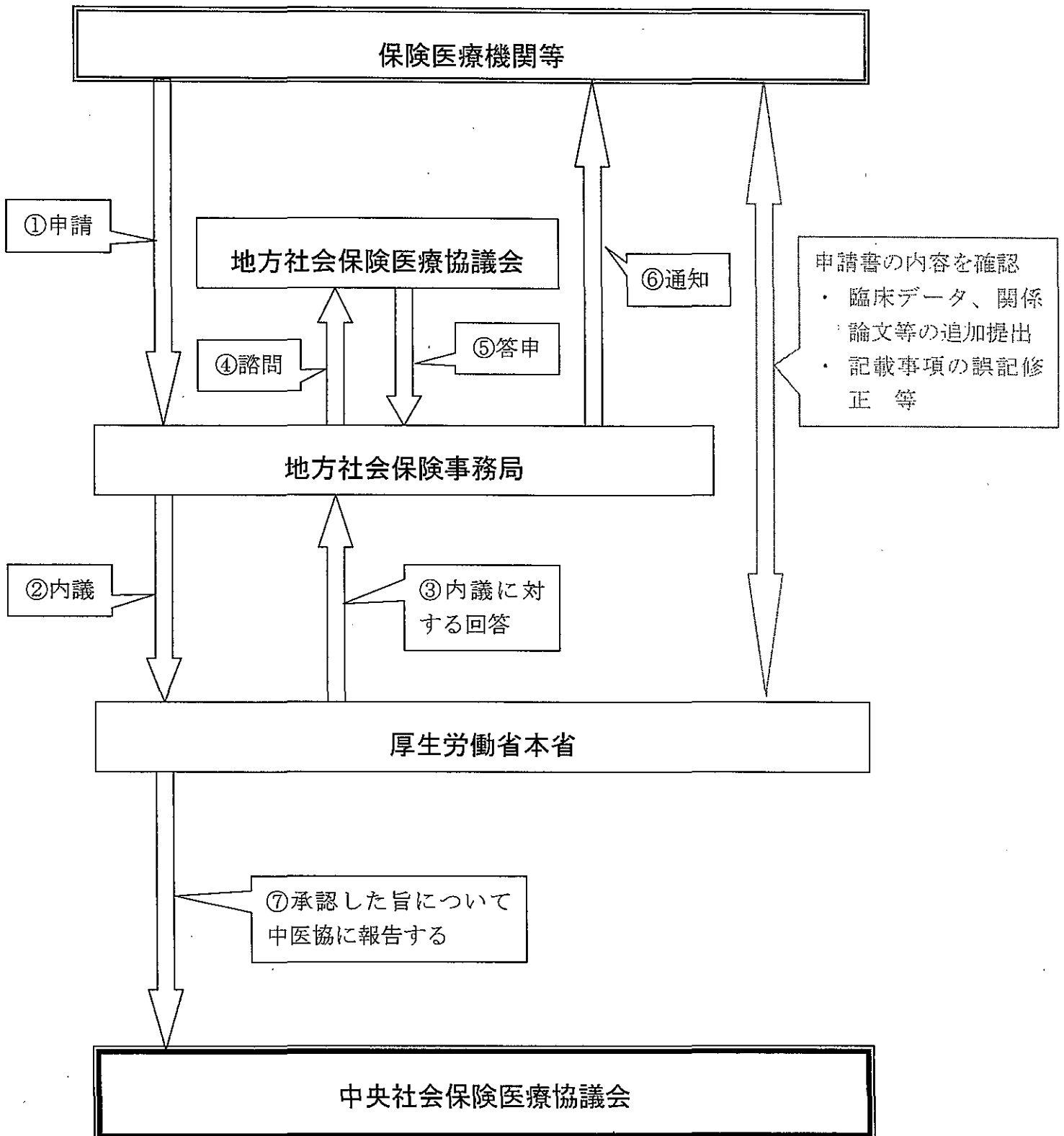
#### ロ 保険医療機関等に係る基準

- ・移植関係学会合同委員会において、当該療養を実施するものとして選定された施設であること。
- ・承認後六月の間又は当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

(参考3)

### 改定後の高度先進医療の承認までの流れ

(実施医療機関の要件が設定されている場合)



(参考4)

特定承認保険医療機関の取扱いについて  
(平成17年8月31日保発第0831001号)

地方社会保険事務局長宛 厚生労働省保険局医療課長通知

(抜粋)

3 特定承認保険医療機関における高度先進医療

(2) 施設基準の設定されている高度先進医療に係る特定承認保険医療機関の承認の取扱い

既に施設基準の設定されている高度先進医療について、保険医療機関又は特定承認保険医療機関から、施設基準に適合するものとして特定承認保険医療機関の承認の申請があった場合には、施設基準への適合性を審査した上で承認した旨を厚生労働大臣は中央社会保険医療協議会に報告するものとする。